

令和7年5月22日
(2025年)

令和7年 夏季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 定年前職員及び会計年度任用職員の令和7年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.3月とし、6月30日に支給する。
- 2 暫定再任用職員の令和7年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.2月とし、6月30日に支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 4 初任給基準の見直しや55歳昇給停止の撤廃については、強い要求であると認識しているが、本市の基準が国家公務員に準拠したものであり、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 5 勤務間インターバル制度については、令和6年10月1日から開始するとともにPCシャットダウンシステムを導入し、ワークライフバランスについて職員の意識改革を行ってきたところである。今後も勤務実態の把握・分析に努め、より実効性のあるものとなるよう運用を検討する。
- 6 定年前職員及び暫定再任用職員の夏期休暇については、現行どおり週5日勤務者は5日、週4日勤務者は4日付与する。夏期休暇の対象となる会計年度任用職員については、現行どおり5日の範囲内で勤務日数に応じて付与する。
取得期間は6月1日から8月31日までとし、延長の取扱いは9月30日までとする。ただし、業務上やむを得ない場合においては、延長の取扱いを最大10月31日までとする。引き続き、年次休暇及び9月30日までの夏期休暇の取得促進に努める。
- 7 災害等により通常の通勤経路と異なる経路で出勤・退勤した時の公共交通機関の実費弁償については、引き続き検討を進める。

- 8 本年度の本庁舎の時間外冷房運転については、労働安全衛生法及び事務所衛生基準規則の趣旨を踏まえ、曜日及び時間を拡大するとともに、時差勤務等を考慮した弾力的な冷房運転が実施されるよう関係部局と調整する。
- 9 会計年度任用職員の部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、令和7年10月1日より、対象となる養育する子の年齢を「3歳に達するまで」から「小学校就学の始期に達するまで」に拡大する。
- 10 若年層に対するメンタルヘルス対策の重要性は認識しており、今年度新たな取り組みとして新規採用職員を対象とした保健師面談を実施する。
- 11 会計年度任用職員の病気休暇の拡充については、強い要求であると認識しており、国や他市の制度との権衡を考慮しながら、常勤職員に係る運用の見直しも含め、引き続き検討を進める。